

平成19年度
栄養ケア・ステーションの運営に関する実態調査

大変お手数をおかけいたしますが、12月25日(火)までにご返送ください。
なお、時節柄お忙しいところ、誠に恐縮ですが、回答〆切の厳守にご協力ください。

都道府県	
栄養士会名	
ご記入された方の お名前	

ご回答にあたって

□本票の設問には、特に記載のある場合以外は、2007年12月1日現在の状況をお答えください。
□数値をご記入いただく設問で該当する者・施設等がない場合、「0（ゼロ）」をご記入ください。
□ご不明の点などがありましたら、下記までご遠慮なくお問合せください。

【お問い合わせ先】

本調査で使われている用語について

- “業務委託”とは、顧客から委託を受けて顧客が行う業務の一部を行うものです。
 - “講師派遣”とは、顧客の依頼により講師等の人材を紹介し送り出すことを意味します。
人材派遣法で定める派遣（貴会で雇用している人材を相手先の指揮・命令の下に勤務させる）
ではありません。
 - “職業紹介”とは、求人および求職の申し込みを受け雇用関係の成立をあっせんするものです。

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

分担研究報告書

栄養ケア・ステーション事業にかかる法的環境整備について

分担研究者 井上 浩一 関東学院大学准教授

研究協力者 早野 貴文 弁護士・(社)日本栄養士会監事

研究要旨

本研究は、① 栄養ケア・ステーション（以下「栄養CS」という）事業が栄養士会の単なる公益活動から採算性をもった企業活動へと転換するうえで、法制度上いかなる配慮と整備を行うべきか、② そのもとで、特定健康診査・特定保健指導、とくに特定保健指導の実施上の受け皿として栄養CSを位置づけたとき、法制度上いかなる配慮と整備を行うべきか、という二つの視点から今後早急に検討すべき法制度上の論点を抽出することを目的とする。具体的には、栄養指導契約の法的性質の明確化、管理栄養士・栄養士の就業関係の法的整備、栄養士法制における公益性の制度化の諸課題を対象にして、それらをめぐる法的論点を分析する。

これら検討の出発点になるのは、栄養指導という業務の特性である。栄養指導を有償で取り引きするサービスとしてとらえるならば、これは栄養指導という商品の特性を明らかにする作業ということもできる。

栄養と指導の高度に専門的な科学の実践が栄養指導という業務である。こうした業務の遂行は、独立的で自律的なものとならざるをえない。管理栄養士・栄養士の就業形態がどのようなものであろうと、栄養指導の中身への指揮命令は栄養指導という営みの性質に馴染まないものがあるといえる。

栄養指導の提供を目的とする栄養指導契約の法的性質は（準）委任と解される。勤務先との労働契約の性質が雇用、請負、委任のいずれであろうと、管理栄養士・栄養士は、勤務先と栄養指導契約を締結して栄養指導を受ける個人に対し、自ら栄養指導契約の当事者となつた場合に等しい義務を負う。もとより、その個人と栄養指導契約を結ぶか否かの判断、栄養指導サービスの報酬の請求と決済は、栄養指導契約の主体たる勤務先がその権限をもって行い、あわせて、勤務先は管理栄養士・栄養士の栄養指導業務上の過誤の責任を負担する。

栄養指導業務の専門性に根ざした自律性に従すれば、栄養CSが他企業の要請に応じて管理

栄養士・栄養士をその企業の栄養指導サービスに従事させても「派遣」概念にはあたらず、したがって派遣法制上の規制を受けないと解される。

食生活を中心とする生活習慣を改善・変革し人びとの生涯生活の質を向上させるうえで、栄養指導の重要性はいかに強調しても強調しすぎることはない。今日、栄養指導のあり方は、公共の利害に関わる事柄である。そうであるにも関わらず、現行の栄養士法制は栄養指導の、そして、管理栄養士・栄養士の専門職としての公共性に、十分に意を用いているとはいえない。栄養士法制は、公共の利益・公衆衛生を掲げて、栄養指導の公共サービス像を構築する必要がある。使命規定、業務規定、無資格者の栄養指導行為規制、守秘義務、栄養指導の提供義務などの規定の導入等の栄養士法制の整備が求められる。

A. 研究目的

日本栄養士会と都道府県栄養士会がこの間進めている栄養 CS の事業と、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号) 等に基づく特定健康診査・特定保健指導とが、今般、いわば制度的に出会うこととなった。栄養 CS はその本格的な展開に向けた離陸の時期に、特定健康診査・特定保健指導の制度運営上の枢要な役割を担うこととなった。

本研究は、大きく二つの視点に立脚して考察を行う。

一つは、栄養 CS 事業が栄養士会の単なる公益活動から採算性をもった企業活動へと転換するうえで、法制度上いかなる配慮と整備を行うべきかという視点である。

二つには、一つめの視点のもとで、特定健康診査・特定保健指導、とくに特定保健指導の実施上の受け皿として栄養 CS を位置づけたとき、法制度上いかなる配慮と整備を行うべきかという視点である。

本研究は、上記の二つの視点から今後早急に検討すべき法制度上の論点を抽出することを目的とする。

B. 研究の問題意識

日本栄養士会と都道府県栄養士会が推進する栄養 CS 事業は、管理栄養士・栄養士が、専門職として地域社会に根ざした活動を展開とするための拠点・基地として「栄養ケア・ステーション」という仕組みを構築・稼働させようとするものである。栄養士会という民間団体が地域社会の住民の健康づくりに貢献することを目的とする、栄養士会のプロ・ボノ活動（公益奉仕活動）と位置づけることが可能である。栄養 CS の企業化（なお、栄養 CS 事業の“企業化”は公共的な要請である

が、そうした“企業化”は“商業化”ではない。）にあたってもかかる原点は自覚的に維持されなければならない。栄養士会のプロ・ボノ活動としての栄養 CS 活動は、将来にわたって継続発展させる必要があり、そのための運営コストをいかに調達するかが検討されなければならない。

また、近時の食と健康に関わる社会的なニーズの高まりに適切に対応しつつ、管理栄養士・栄養士制度を専門職として確立していくためには、企業体・事業者として自立した管理栄養士・栄養士——いわゆる開業栄養士——を育成していくことが求められる。現状の栄養士会は、大半が勤め人からなるいわば「勤務」管理栄養士・栄養士の集団であり、個人としても、集団としても、開業栄養士に必要な“企業家 (enterpriser) 的センス”的開発はこれから課題である。ここで栄養 CS を一つの企業体として運営するとの前提に立てば、栄養 CS は、管理栄養士・栄養士の個々人と集団が、企業家のセンスを実践と学び（学習）をもってみずから醸成していく場となろう。だが、栄養 CS を企業体として運営するのは、言うは易く行うは難きことである。

かくしてプロ・ボノ活動の拠点としてこれを永続的に維持するとともに、企業体として自立してこれを運営していくために、栄養 CS が安定した収益源を得る途を探らなければならない。

栄養 CS の経営基盤を確立するとの見地からも、今般立ち上がる特定健康診査・特定保健指導の制度は極めて重要な意義を有する。「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号) は、その「第二章 医療費適正化の推進」、「第二節 特定健康診査等基本指針等」、第 18 条において「厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健

康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。) の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(以下「特定健康診査等基本指針」という。)を定めるものとする。」と定め、「特定健康診査」および「特定保健指導」の制度を設定している。

特定健康診査 — 糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査

特定保健指導 — 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導

法第20条は、「保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。」と、法第23条は、「保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。」と、法第24条は、

「保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。」と、それぞれ定め、保険者を責任主体としての特定健康診査の実施、同審査の結果の通知、特定保健指導の実施というプロセスを設えている。そして、法第28条は、「保険者は、特定健康診査等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。」として、特定健康診査およ

び特定保健指導の実施を、「健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるもの」へ委託することを認めている。いうまでもなく、栄養CSは、特定健康診査・特定保健指導、ことに特定保健指導の業務の直接・間接の委託先となることができる。管理栄養士・栄養士は、法第18条にいう「保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者」たりうるからである。

特定保健指導を積極的に取り組むことは、特定健康診査・特定保健指導の円滑かつ適正な実施という要請に適うものであるとともに、栄養CS事業に豊かな発展の可能性を与えるものといえる。もっとも、その可能性を現実のものにするうえでは、日本栄養士会の主体的な努力と客観的な環境の整備が不可欠である。こうした環境の一つに法制度がある。

そもそも栄養CS事業は、栄養指導というサービスを主力商品とする企業活動である。医療機関等の被用者が中心の管理栄養士・栄養士にとって、栄養CS事業への関与は、未知の世界に足を踏み入れる観がある。実際、栄養指導がサービス(経済的な価値のある役務の提供)であるとの認識すら必ずしも共有されていないのではないか。したがってサービスの有償取引に不可欠である、「栄養指導の提供を目的とする契約」—栄養指導契約—の概念も未形成であり、その契約の法的性質の検討も十分には行われていない。栄養CS事業という一種のサービス業を営むのであれば、栄養指導というサービスの商品像・商品特性が確立されるべきであり、その一環として栄養指導契約の法的性質の明確化という課題が生ずる。

次に栄養CSが独立の企業として専門的サービスを提供することに伴い、管理栄養士・栄養士の就業関係が、雇用一辺倒の状況から派遣等を含め

て多様化することになる。この点に関する法的整備もしておかなければならない。特に問題となるのは、栄養 CS から他企業への管理栄養士・栄養士の「派遣」である。栄養指導というサービスの商品特性に照らし、通常の「派遣」の法規制は、栄養 CS の行うそれに当然に妥当するものではない。

特定健康診査・特定保健指導への関与を栄養 CS の業務に組み入れることは、特定保健指導としての栄養指導を公共サービス化し、栄養 CS および管理栄養士・栄養士をその供給者として公的に位置づけることになる。しかし現行の栄養士法制は、管理栄養士・栄養士を公共のためのサービス提供者としては必ずしもとらえていない。現行の栄養士法では管理栄養士・栄養士の医療職としての色彩が希薄であるという問題も、より基底的には、その制度設計の公益性の乏しさに起因している。したがって制度としての管理栄養士・栄養士の公益性を法制上に反映させる課題が登場する。

以上の栄養指導契約の法的性質の明確化、管理栄養士・栄養士の就業関係の法的整備、栄養士法制における公益性の制度化の諸課題につき、本研究は、これらに関わる主要な法的論点を抽出するものである。

C. 考察

C-1 栄養指導の専門性と業務の特性

栄養指導という業務はいかなるものか。その業務特性をどのようにとらえるか。栄養 CS を企業に、管理栄養士・栄養士を事業者（企業家）にそれぞれ見立てれば、栄養指導は、管理栄養士・栄養士によって提供されるその主力商品（サービス）いうことができる。その商品特性をどのように同定すべきか。

管理栄養士・栄養士は栄養士法（昭和 22 年 12 月 29 日、法律 245 号）に根拠をもつ国設営にかかる公共の制度である。栄養指導がいかなる業務かも栄養士法に尋ねることになる。もっとも、栄養士法は、栄養指導そのものについては説くところがなく、ただ、栄養士法第 1 条が、栄養士および管理栄養士を栄養の指導に従事することを業とする者をいうと定義するにとどまる。

「第 1 条 この法律で栄養士とは都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。」

2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。」

栄養士法は、栄養指導とは、文字どおり、人に對し、栄養という営み——栄養とは、「生物が食物をとり養分を摂取して、生活力を保つこと。また、その食物。」（鎌田正・米山寅太郎（1992）「大漢語林」大修館書店 718 頁）——を指導すること、と考えているようである。もっとも、栄養指導の意義をその目的との關係で多少なりとも明らかにすることはできる。栄養士法第 1 条の規定、特に同条第 2 項の「傷病者に対する療養のため」や「健康の保持増進のため」、そして、「利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮」などの文言からは、栄養の指導が、一方では、「傷病者」の「療

養」という医療の領域に属するものであるとともに、他方では、「傷病者」でない人の「栄養状態」などの改善をもって行う「健康の保持増進」という日常の食生活に向けたそれであることがわかる。前者については、栄養士法第5条の5が、「管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たっては、主治の医師の指導を受けなければならない。」としている。主治医の「指示」(保健師助産師看護師法第35条は「保健師は、傷病者の療養上の指導を行うに当たって主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない」としている。)ではなく(「指示」の場合、行為者は、いわば医師の手足として動くに過ぎないと考えられる。)、その「指導」を受けて、管理栄養士がみずからの判断と責任で「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導」をするのである。「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導」は、医療行為(食餌療法)とはとらえられていないが、医療行為と継ぎ目なしに連続するところのこれに準ずる「傷病者」への働きかけである。「傷病者」の「療養」と「傷病者」でない人の「健康の保持増進」。前者の目的によるものも、後者の目的によるものも、同じく栄養の指導である。対象と直接の目的は異なっても、いずれも栄養の科学と指導の科学(「指導」とは、「教えみちびく」の謂いである。鎌田正・米山寅太郎(1992)「大漢語林」大修館書店585頁。それが専門職の業務として行われるとき、被指導者の行動変容に結びつくに足りる教育の科学の実践でなければならない。)の双方についての高度の専門的知見をもとに行われるものであって、栄養指導概念そのものは同一である。したがって「傷病者」に対する栄養指導が高度で、それ以外の者に対するものは程度が低いというようなものではない。治療の医学のしっかりととした実践的知見なくして実効的な予防の医学をなしえないと同様である。栄養と指導の高度

に専門的な科学の実践が栄養指導という業務である。こうした業務の遂行は、独立的で自律的なものとならざるをえない。栄養の指導は、栄養士・管理栄養士の科学者としての良心—専門職としての倫理—に基づいて行う営みであり、栄養指導を受ける者を含む他者の指示や命令を受けるべきものではない。管理栄養士・栄養士の就業形態がどのようなものであろうと、栄養指導の中身への指揮命令は栄養指導という営みの性質に適合しないものがあるといえる。

C-2 栄養指導契約と労働契約

管理栄養士・栄養士が特定の個人に対して栄養指導を行う—この関係の、理論上の原型的なやり方は、その個人が管理栄養士・栄養士に栄養指導を依頼する、というものである。個人と管理栄養士・栄養士との間に栄養指導契約が結ばれるのである。

受指導者たる個人と管理栄養士・栄養士との間の直接の栄養指導契約の法的性質は、(準)委任契約と解される。医師の診療契約の例に準じて、論理的には、(準)委任契約以外にも、雇用契約、請負契約、混合契約、無名契約などの見解がある。しかし主たる対抗軸は、請負契約か、(準)委任契約かにあり、栄養指導の「結果」を達成する義務を設定することの困難さなどに鑑みれば、請負契約ではなく、(準)委任契約とするのが相当である。

受指導者たる個人と管理栄養士・栄養士との間の直接の契約関係は、原型的ではありながら、少なくとも日本の現状では、量的には極めて僅かである。この原型があてはまるのは、管理栄養士・栄養士が個人で開業している場合であるが、日本では個人開業の管理栄養士・栄養士の存在自体がなお稀であるからである。

多くの管理栄養士・栄養士は医療機関、福祉施設、地方自治体などの行政機関、企業など（以下「医療機関等」という）に雇われて、勤務先の医療機関等の業務の一環として栄養指導の業務に従事している。勤務先と管理栄養士・栄養士との労働契約の法的性質は、多くの場合は、雇用契約として理解できる。加えて、請負や（準）委任として理解しうる例もある。医療機関等に雇用されている管理栄養士・栄養士の栄養指導を当該医療機関の患者その他の個人が受ける場合、理論的には、その個人と医療機関等との栄養指導契約が行われ、医療機関等は同契約上の栄養指導の給付義務を、その雇用にかかる管理栄養士・栄養士に履行させることになる。管理栄養士・栄養士は、雇用主が負っている栄養指導債務の履行を担うところの履行補助者たる立場に就くものの、雇用主の単なる手足ではない。上述のような栄養指導の意義に照らせば、それは管理栄養士・栄養士の主体的な判断に基づく行為である。この局面では、管理栄養士・栄養士と栄養指導を受ける者との間には、直接の契約関係はない。しかし、栄養指導契約上の当事者ではなく、その義務の負担者でもないとしても、義務の履行のあり方やその適否、したがって義務違反の有無は実際に栄養指導にあたる管理栄養士・栄養士の栄養指導行為について判断される。勤務先との労働契約の性質が雇用、請負、委任のいずれであろうと、管理栄養士・栄養士は栄養指導を受ける個人に対しみずから栄養指導契約の当事者となった場合と等しい義務を負うと考えられる。もとより、その個人と栄養指導契約を結ぶか否かの判断、栄養指導サービスの報酬の請求と決済は、栄養指導契約の主体たる勤務先がその権限をもって行い、あわせて、勤務先は管理栄養士・栄養士の栄養指導業務上の過誤の責任を負担する。

C－3 栄養 CS と管理栄養士・栄養士の派遣等

企業体としての栄養 CS が、個人と栄養指導契約を結んで、みずからの雇用にかかる管理栄養士・栄養士を、その個人に対する栄養指導業務に従事させる場合、本質的には、たとえば病院に勤務する管理栄養士がその病院の患者に栄養指導を行うのと差異がない。

他の企業が、個人と栄養指導契約を結んだうえで、栄養指導というサービスの提供業務を栄養 CS に委託し、これを受託した栄養 CS が、雇用した管理栄養士・栄養士によって受託業務たる栄養指導を行う例も考えられる。栄養指導契約上の義務の主体は当該企業である。この委託・受託関係の法的性質も（準）委任と考えるべきであろう。企業から栄養 CS に依頼したのは栄養指導という行為であり、企業は、栄養 CS に対し、個人への栄養指導以外に、何らかの結果や成果を栄養 CS から企業へ納入することなどは予定していないからである。

この例で、担当の管理栄養士・栄養士が、委託企業の開設した場に赴いて栄養指導をする場合でも、栄養 CS の受託業務を履行してこれを行う限り、派遣になるわけではない。つまり物理的な業務の遂行場所は必ずしも本質的なものではない。

他の企業が、個人と栄養指導契約を結んだうえで、その企業として栄養指導業務を実施するにあたり、栄養 CS を介して確保した管理栄養士・栄養士を同業務に従事させる場合、労働者の供給であり、それが派遣法に基づく派遣でない限り、職業安定法第 44 条に抵触するおそれがある。

(労働者供給事業の禁止)

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除

くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

「労働者供給事業とは、労働者供給（供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まない。）を業として行うことをいうものである」（平成 14 年 7 月 9 日内閣衆質 154 第 122 号）。

「労働者供給」については、職業安定法第 4 条第 6 項で、「労働者供給」を「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させること」と定義され、かつ、「職業安定法第 4 条第 6 項の『供給契約』とは、労働者を供給しようとする者と労働者の供給を受けようとする者との間に締結される労働者の提供に関する契約をいう」（平成 14 年 7 月 9 日内閣衆質 154 第 122 号）と解されている。これによれば、労働者派遣も「労働者供給」に入るため、同条項は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。」と定め、正規に行われる労働者派遣は、ここにいう労働者供給には入らないとしている。

栄養 CS が管理栄養士・栄養士を他企業に派遣するのであれば、一般にしろ、特定にしろ、労働者派遣法所定の要件を整える必要があるが、栄養指導の専門性を考えると派遣という法構成が適切であるかどうかは大いに検討の余地がある。請

負の形態をとりつつ、実質的には、就業先企業の監督・指示のもとで労働者を働かせるのが「偽装請負」である。これに対して管理栄養士・栄養士が労働契約のない企業で栄養指導に従事する場合、栄養指導の内容への就業先企業の監督・指示は基本的には行われないはずであり、また、行われるべきものでもないことからすると、仮に請負の形態をとったとしても、請負という名の派遣——「偽装請負」——と評価する必要はない。もちろん、管理栄養士・栄養士にある個人への栄養指導を依頼するのは、請負ではなく、（準）委任というべきであるから（前述）、問題となるのは「偽装請負」ではなく「偽装（準）委任」であろうが、その意味での「偽装」も基本的には認定しがたいというべきであろう（なお、実態は雇用であるのに個人請負の形態をとっているものを「偽装雇用」というが、管理栄養士・栄養士の栄養指導業務に従事すれば、実態が請負（（準）委任）であるのを雇用にしているということであって、「偽装雇用」という問題も基本的には生じない。）。以上からすれば、栄養 CS が他企業の要請に応じて管理栄養士・栄養士をその企業の栄養指導サービスに従事させても「派遣」概念にはあたらず、したがって派遣法制上の規制を受けないと考えてよいのではないか。そのような解釈の基本にあるのは栄養指導業務の専門性に根ざした自律性である。

最後に、職業紹介については法制的な問題は少ない。ただ、栄養 CS が職業紹介所的な存在になったとき、栄養 CS の本来の意義が希薄化してしまうくらいはあるであろう。

C－4 栄養士法制と栄養指導の公共性

特定保健指導は保険者の公法上の責務である。特定健康診査とともに特定保健指導は、公法上そ

の実施が保険者に義務づけられた。栄養指導は特定保健指導の典型的で模範的な営みとなる。その栄養指導を担うのが管理栄養士・栄養士である。管理栄養士・栄養士制度はこれまでにも増してその公共性を強めて行くこととなろう。ここで問われるるのは、そうした公共性が栄養士法制に適切に反映されているかという点である。

栄養士法第1条は、医療職種の根拠法と比較すると、特徴的で示唆的な書き方になっている。それは栄養士と管理栄養士を「名称」と業務内容で定義するものである。管理栄養士・栄養士がかかる名称を以て栄養指導を行うものであることはわかるが、それをとおして管理栄養士・栄養士がいかなる社会的・国民的・公共的な価値に奉仕しようとしているのかは明らかにされていない。これに対して、医療職種の第1条は次のとおり使命で始まる。

【医師法】

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

【保健師助産師看護師法】

第1条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

【薬剤師法】

第1条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

栄養士法に使命規定はなく、「公衆衛生」(一般的には、「広く地域社会の人々の疾病を予防し、

健康を保持・増進させるため、公私の諸組織によって組織的な衛生活動」と定義される。)の概念もない。現行の栄養士法制は、個人(「特定多数」を含む)の栄養ニーズにこたえる栄養指導サービスという、栄養指導の私的サービス(private service)像に立脚しているといえよう。個人の食行動のあり方はたしかに個人の私的領域にかかる事柄である。栄養指導も個人の私的な需要にこたえる私的なサービスともいえる。しかし、そうであるならば、そもそも栄養士法という法制度を置き、管理栄養士・栄養士の公的資格制度を設営する理由もないことになろう。個人の食行動のあり方が単なる個人の私的事柄ではなく、したがって栄養指導も単なる私的服务ではないからこそ、栄養指導という業務に公共的な規制を及ぼすのである。

特定保健指導の制度は、栄養指導が本来もつところの公共性を顕在化させる契機となる。今回の制度は、糖尿病等の有病者・予備群の減少によって、国民の健康増進や生活の質の向上とともに中長期的な医療費の適正化を図るものとされている。そこにある論理を構成する要素を、キーワード的に並べれば、生活習慣病であり、予防であり、健康増進であり、食生活のあり方の改善であり、栄養指導である。栄養指導は特定保健指導の一つであるが、主要な実践形態として、特定健康診査・特定保健指導制度に基づく「公衆衛生」政策の実践的な要ともいべき営みとして理解されるべきである。食生活を中心とする生活習慣を改善・変革し人びとの生涯生活の質を向上させる上で、栄養指導の重要性はいかに強調しても強調しすぎることはない。栄養指導のあり方は、以上の意味で、公共の利害に関わる事柄である。そうであるにも関わらず、現行の栄養士法制は栄養指導の、そして、管理栄養士・栄養士の専門職とし

ての公共性に、十分に意を用いているとはいえない。一例をあげる。法第 30 条は次のとおり特定健康診査・特定保健指導の実施受託者に秘密保持義務を課している。

第 30 条 第 28 条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

しかしながら栄養士法には守秘義務・秘密保持義務は規定されていない。法第 30 条で、管理栄養士・栄養士は、特定保健指導にかかる限りで秘密保持義務を課されることになるのであるが、業務内容に鑑み、特定保健指導としての栄養指導とそれ以外の栄養指導とで秘密保持の必要性に差があるであろうか。特定健康診査や特定保健指導への受診・受指導を促進する必要から法第 30 条は設けられたのであるが、受診・受指導の側の心情を汲めば、特定保健指導以外の栄養指導においても秘密保持の要求はひとしくあるとみるべきである。この要求に相当性があり、これに応えることが実効的な栄養指導に必要であるとするなら、公法上の規制として栄養士法に管理栄養士・栄養士の守秘義務・秘密保持義務を設けるのがむしろ自然に行き方であろう。るべき栄養士法には、「管理栄養士・栄養士は、その栄養の指導に関わった者について職務上知りえた秘密を正当な事由なく他に漏らし、または、利用してはならない。」といった規定を導入すべきである。

特定保健指導の業務に応ずることは管理栄養士・栄養士にとって公益への義務である。特定保健指導への参加を求められた管理栄養士・栄養士

にはこれに応ずる義務がある。それは専門職として特別に資格を与えられた者が負う公共奉仕の責務に由来するものというべきである。換言すれば、特定保健指導業務でなくとも、管理栄養士・栄養士には、一定の場合に栄養指導に応ずる義務があると見るべきである。以下のとおり、医療職にはしばしば診療等を行う義務が法規で定められている。

【医師法】

第 19 条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

【薬剤師法】

第 21 条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

【保健師助産師看護師法】

第 39 条 業務に従事する助産師は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 分べんの介助又は死胎の検案をした助産師は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

今後、栄養士法に次のような規定をつくることが考えられてよい。「業務に従事する管理栄養士・栄養士は、業務上及び公衆衛生上、栄養指導の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、

これを拒んではならない。」と。

現在、管理栄養士・栄養士には、それら名称の専用が認められているものの、無資格者の栄養指導は格段規制されていない。しかし、栄養指導業務の公共の利益・公衆衛生上の重要性に鑑みれば、管理栄養士・栄養士とその栄養指導業務を以下のように定義しつつ、無資格者の栄養指導を抑止するために、栄養士法に、「たとえば、「管理栄養士・栄養士でない者は、栄養の指導を行うことを業としてはならない。」との規定を導入することは、今日の社会的な要請にこたえるものといえよう。

【管理栄養士・栄養士とその業務の定義】

管理栄養士・栄養士とは、次の各号に掲げる事由のため、高度の専門的知識及び技術をもつて行う栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

- 1 傷病者に対する療養
- 2 個人の具体的な事情に相応した疾病又はその重症化予防と健康の保持増進
- 3 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善
- 4 公衆衛生

このように、栄養士法は、公共の利益・公衆衛生を掲げて、栄養指導の公共サービス像を構築する必要がある。るべき栄養士法の第1条は、「たとえば、「管理栄養士・栄養士は、栄養指導をつかさどることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」との使命規定が掲げられるべきである。

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

分担研究報告書

栄養ケア・ステーションを核とした地域支援における 栄養・食生活の枠組みを活用した食育情報整理の考え方

分担研究者 井上浩一 関東学院大学

研究協力者 稲山貴代 公立大学法人 首都大学東京

研究協力者 今井 愛 日本栄養士会 HP 運営委員会食育ワーキンググループ

研究協力者 清藤規子 日本栄養士会 HP 運営委員会食育ワーキンググループ

研究協力者 堀端 薫 女子栄養大

はじめに

(1) 栄養ケア・ステーションにおける管理栄養士・栄養士の活躍

平成 20 年 4 月、新たに実施される「特定検診・保健指導」制度では、特定検診によって生活習慣病の改善が必要と判断されたものに対し特定保健指導が行われることになる。そのため、保健指導にあたる人材の育成・確保が急務となっており、その重要な役割をになう専門家として、管理栄養士・栄養士に大きな期待が寄せられていることは周知のことである。

この制度では、「早期発見・早期治療」から「早期介入・行動変容」へと、その役割がシフトしている。そのため、保健指導者としての管理栄養士の育成・確保のみならず、保険者と連携した効率的効果的な保健指導を実施する活動拠点としての栄養ケア・ステーションの整備が急務となっている。栄養ケア・ステーション

推進検討会では、人材の育成・確保をはじめ、保健指導の質の検討とその標準化、学習教材の開発、さらには人材の有効活用のための活動拠点（栄養ケア・ステーション）としての運営管理体制（システム化）の整備について検討がなされているところである（図 1）。

具体的な栄養ケア・ステーションの事業内容は、表 1 にみるように実に多岐にわたる。本報告書では、このうち、「健康・栄養関連の情報の収集および提供」に関する事項に焦点をあて、その整理に関する基本的な考え方と、それに基づく情報提供事例を述べる。

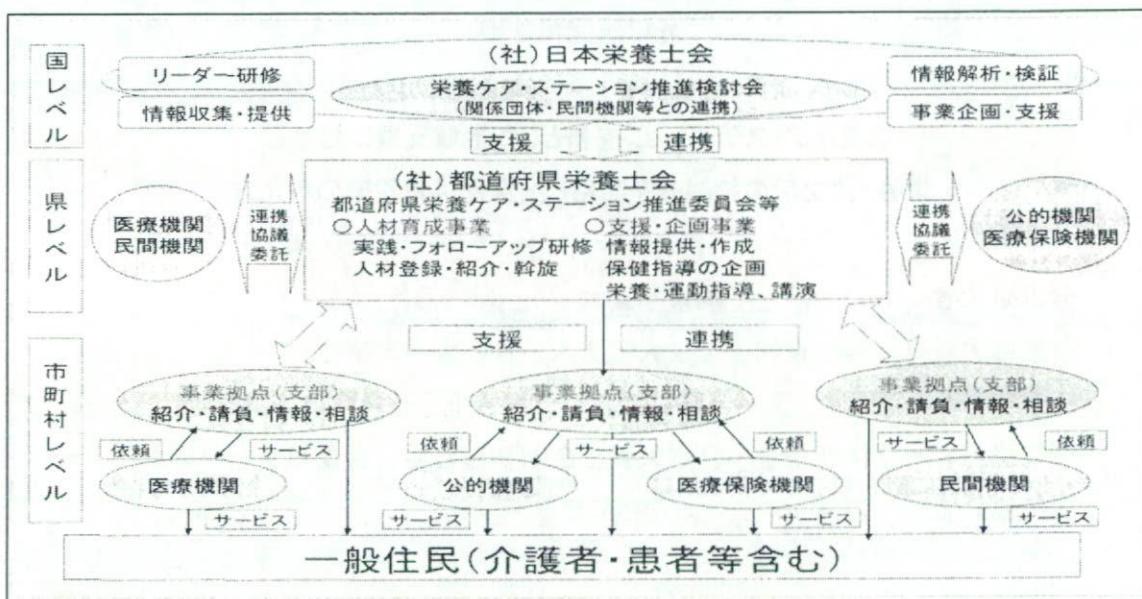


図1. 栄養ケア・ステーション事業概念図(将来像)

引用：(社) 日本栄養士会栄養ケア・ステーション推進検討会：特定検診・特定保健指導の導入に
対応した日本栄養士会の基本方針と具体的な取り組み、栄養日本、51、15-23、2008

表1. 栄養ケア・ステーションの事業内容(例)

- | |
|--|
| 1. 主に人材紹介・請負に関するもの |
| ○企業、給食施設、外食産業、病院、薬局、福祉施設・在宅向け等への人材紹介業 |
| ○保健所および保健センター、包括支援センター等の保健事業等への人材紹介・請負業 |
| ○民間企業（保健指導事業）への人材紹介、連携による請負事業 |
| ○企業健保組合や国保との連携による保健指導請負事業 |
| ○医療機関等との連携による健診・退院後、通院者向け健康・栄養相談・食事療法相談事業 |
| ○食育および健康管理関連のセミナー、健康・栄養相談、料理教室等に関する講師業およびコンサルティング業 |
| 2. 主に研修会、講習会、セミナー等の企画・制作等に関するもの |
| ○健康管理関連のイベント、研修会、講演会およびセミナー等の企画・制作・運営 |
| ○民間企業等と連携した人材育成事業 |
| 3. 主に商品の販売および研究開発等に関するもの |
| ○民間企業および食品関連団体等の連携による機能性食品の販売（インターネット含む）・相談業 |
| ○民間企業との連携による機能性食品・食事療法向け食品等の研究開発、商品化、指導業務 |
| 4. 主に健康・栄養関連の情報の収集および提供に関するもの |
| ○事業者（コンビニ、レストラン等）向けのヘルシーメニュー、献立開発 |
| ○食品関連情報の収集および情報提供サービス業 |
| ○健康・栄養関連の雑誌・教材、パンフレット、リーフレットの企画・制作・販売業 |

引用：(社) 日本栄養士会栄養ケア・ステーション推進検討会：特定検診・特定保健指導の導入に
対応した日本栄養士会の基本方針と具体的な取り組み、栄養日本、51、15-23、2008

(2) 専門家に求められる栄養情報提供能力

情報化社会と言われて久しい。栄養ケア・ステーションの事業内容例をとりあげるまでもなく、あらゆる専門家において、さまざまな情報を整理して提供する能力が求められている。管理栄養士・栄養士においても、保健指導、栄養改善活動、栄養教育など、多くの局面において、個人、あるいは集団を対象にさまざまな専門情報を提供する能力が求められていると考えられている。しかし、現在のような Information Technology (IT) が普及した時代では、一般消費者が専門知識を収集することができわめて容易なこととなっており、一般消費者と専門家との区別を“ただ単に専門的なことを知っている”ことに求めることは困難である。今後、専門家が身につける能力は、さまざまな専門情報を、対象者や状況に応じて適切に整理し、取捨選択し、実際に活用できるものとして提供していく力である。

ことに、食べること、食生活、健康といったことは、個人にとってきわめて身近なものであるがゆえ、専門家以外の者でも、容易に発言がなされる。また、食品関連企業などによるコマーシャリズムや話題性を追求するマスコミによる、内容あるいは活用手法の誤った情報も流布されている。専門家であればこそ、その発言が科学的根拠に基づくものなのか、あるいは個人の体験や感想、場合によっては虚偽の宣传文句にすぎないのか、判断し、取捨選択が可能であるが、一般消費者がそれを可能にするには“ヘルス・リテラシー”的普及、浸透をまたなければならない。

さらに、科学的には誤りのない正しい情報でも、対象者の特性や状況によって、その情報の解釈や活用に違いが生じてくる。例えば、「骨

の健康のためにカルシウムが重要である」ことはまぎれもなく正しい知識であるが、カルシウムの摂取量が少ない成人に「牛乳をしっかり飲むこと」が適切なアドバイスになる一方、学校給食や間食で毎日牛乳を飲んでいる小柄な、食の細い成長期の子どもには、今以上に「牛乳をしっかり飲むこと」というアドバイスは、かえって食事量が増えないというデメリットとなってしまう可能性がある。「正しい」知識が本当に適切なのかどうかを判断するのも、専門家の役割である。

したがって、多くの場面において適切に健康・栄養情報を収集し、提供していくためには、専門家といえどもさまざまな情報を整理し、身近な食生活と関連づけて使いこなすことが必要であり、そのためのスキルとしての考え方を身につけることが望まれる。

食育情報整理の基本的な考え方

(1) 戦略

先進国、発展途上地域にかぎらず、世界各国共通の栄養課題として低栄養と過剰栄養が混在している。それに対する栄養戦略として、専門家を対象とした定量的な「基準」、一般消費者を対象とした定性的なメッセージである「指針」、さらにはその基準と指針をつなぐ、半定量的な「ガイド」が考えられている（図2）。しかし、一般消費者に流されている多くの情報が、「基準」にあたる定量的な栄養素や食品成分の情報に偏っているのが実情であり、そのことが「使えない」という実態をひきおこしている。科学的な裏付けを納得するためには、メカニズムに関する知識が必要であることは言うまでもないが、より身近な生活につなげて考えること、行動することを支援する情報提供が必要で

ある。

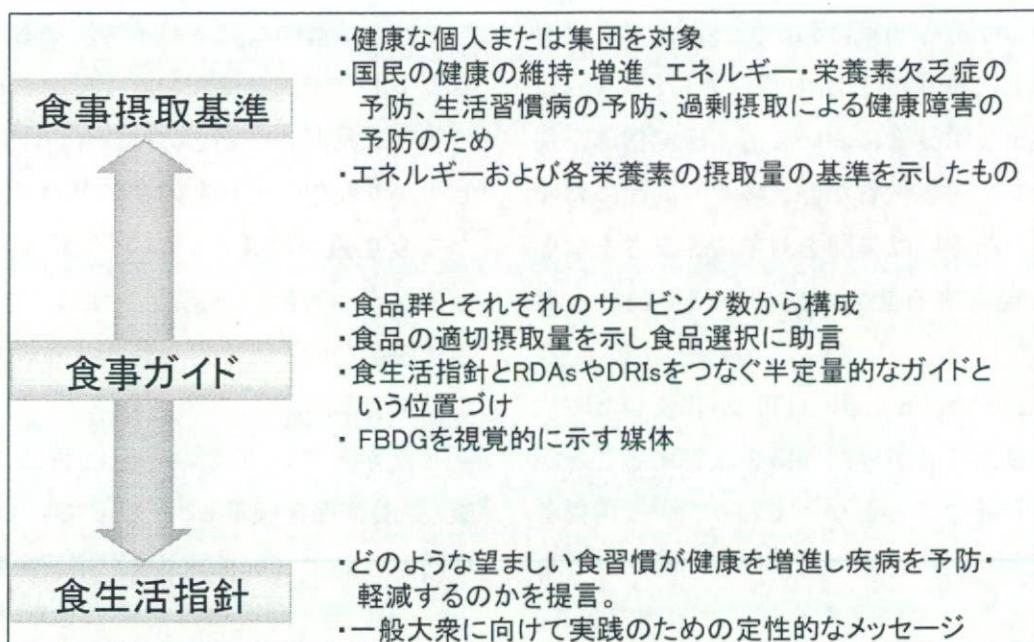


図 2. 食生活指針と食事摂取基準

(2)「栄養・食生活分野の枠組み」をいかした情報の整理

先にも述べたように、食生活にはさまざまな要因が関わっている。そのさまざまな要因に関するさまざまな情報が整理されることなく提供されていることが、一般消費者に「どうしたらよいのか?」という混乱を生じさせる一因となっている。栄養ケア・ステーションを核とした地域密着型の栄養サービスにおいて、情報の“整理”の基本的な考え方から応用展開された情報提供がなされれば、画一的でない多様なサ

ービスが可能となろう。

本報告では、地域住民を対象とした情報提供の整理として、日本の健康戦略である「健康日本21」で示された栄養・食生活分野の目標設定に使われた武見らの枠組みをとりあげる(図3)。この枠組みは、食に関するさまざまな関連要素(食べる個人だけでなく、社会環境や周りの人の支援なども含む)を織りこみ、最終的なゴールを身体の健康状態ではなく、「生活の質」としたものである。

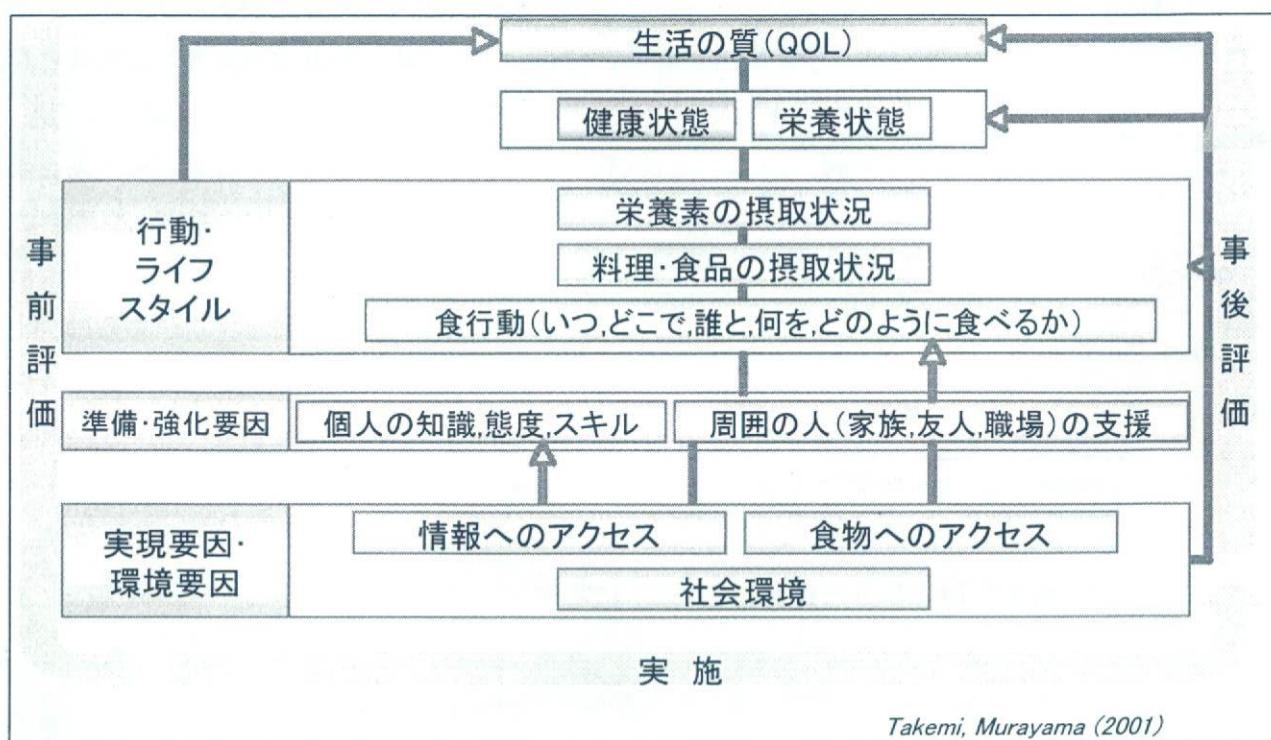


図3. 栄養・食生活分野の目標設定の枠組み

一般消費者を対象とした場合、この枠組みに示された項目は、以下のような身近でわかりやすいメッセージ性をもつ言葉におきかえることができる。

例)

生活の質 (QOL)	→ 楽しく
健康状態・栄養状態	→ 元気に
食物の摂取状況	→ おいしく
食行動	→ 食べるということ
食知識	→ 知っておきたいこと
食態度	→ 気持ちのもちかた
食スキル	→ できること
周囲の支援や食環境	→ 味方になること

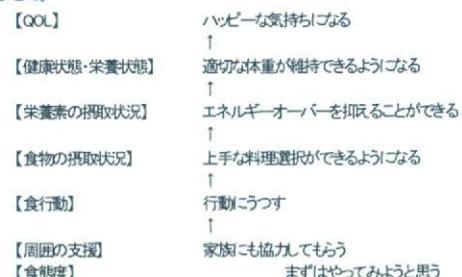
例1) ダイエット編

どうして、ダイエットをしたのですか？

望んでいるのはスマートでかっこよくて異性にモテやすい自分ですよね。あるいは病気の心配がしないで、家族のために元気で健闘する活力ある自分ですよね。

(ダイエットの食事を勉強したい人もいるかもしれませんか？)

あるダイエットに有効な方法を知ったからといって【知識】、すぐに肥満【健康状態・栄養状態】が解決できるわけではありません。

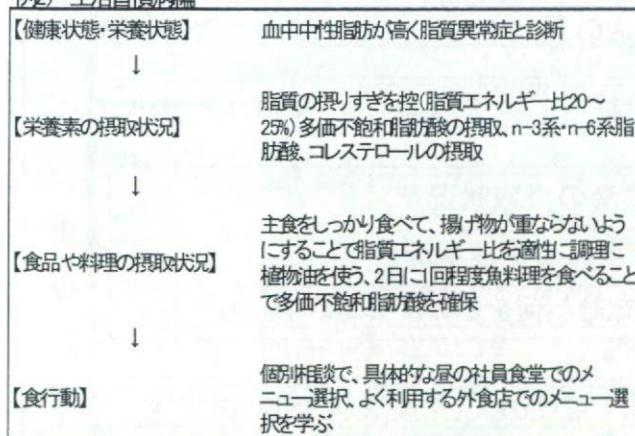


いかがですか？こうやって整理すると、自分に必要な情報は何か、視点がしっかりとりますよね。食に対する自分の行動や生活の「軸」が太く、しっかりしてきます。

引用) 日本栄養士会 <http://www.dietitian.or.jp/>, 「あなたの食育みんなの食育」

このような枠組みで整理することで、以下によりあげる一般消費者を対象とした問答例のように、情報の流れを整理することが可能になる。

例2) 生活習慣病編



引用)日本栄養士会 <http://www.dietitian.or.jp/>、「あなたの食育みんなの食育」

(社) 日本栄養士会 HP 運営委員会食育ワーキング

ンググループでは、栄養士会 HP リニューアルに伴い、この枠組みを基本とした一般消費者を対象とした食育ページとして、妊娠・授乳期、乳児期、幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期のライフステージごとに情報を整理した「あなたの食育みんなの食育」を企画、作成した。その枠組み例を表2に示す。さらに、上記の枠組みで整理した情報を階層化して提供することとした。その情報構築のステップを表3に、そのステップを応用した一般消費者を対象としたインターネットでの情報提供例を表4に示す。

表2. ライフステージ別にみた一般消費者への情報提供の枠組み例(見出し一覧)

項目	妊娠・授乳期	乳児期	幼児期	学童期	思春期	成人期	高齢期
ライフステージごとの全体メッセージ 一般消費者への呼びかけの言葉	赤ちゃんと一緒に健康的なママをめざす食育レッスン マタニティブルーに育児不安、そんなあなたを支えたいい	新米ママとパパのための食育レッスン ママとパパに贈る栄養士さんの知恵袋	保育園・幼稚園のお子さんのための食育レッスン よちよち歩きからランデセル売り場まで、ママと一緒にかけっこ！一緒に食育！	小学生のお子さん お子さんの成長を願うお母さんお父さんへの応援メッセージ	思春期の君たちへ。先輩からの食育メッセージ 「食べる=かっこいいってへん?、あなたへ贈る応援メッセージ	大人の食育。レンズ始めましょう 背中で語りたいあなたへ贈る応援メッセージ	サクセスフルエイジングをめざす食育レッスン 20年後のスーパーじいじ&ばあばを目指す人生の先輩に贈るメッセージ
QOL 食関連QOL楽しむ	情報の海も上手に泳いで、ママのゆりは赤ちゃんのゆり	今だけの赤ちゃんとの時間をもっと楽しむ	お子さんはいっぱい遊んでお腹ペコペコですか？	お子さんにどんな毎日を過ごしてほしいですか？	めさせ！イケてる自分	「なりたい大人」へのスタート。いつでもOK	“サクセスフルエイジング”のすすめ
健康 健康状態・元気に栄養状態	大きくなくなってお腹赤ちゃんはいつも一緒にベストをりがす	アッという間に大きくなります。できるとも増えています	お子さんの成長を見守るときのチェックポイント	まだまだ子ども？そろそろ大人？君のココロとカラダ。	人任せにはしない、自分の健康。その背中をみていく誰かがいます	自分の体と対話できること。“健康自慢”への第一歩です	
行動/ラ 食物摂取 おいしく	ママの心とお腹の赤ちゃんにも栄養を届けたい	“おっぱい”から“おんま”へ：授乳と離乳	お食事タイム、ごはんもおかずもおやべることができるようになりますか？	何を、どれだけ食べられることができるようになるかな？	好き放題の食べ方って、かっこいい！	自分にあった食事の道しるべ：食事バランスガイドの活用	ステーキベビーロリ。うなぎもOK！自慢したい私の食事
行動/ラ 食行動 食べるといふこと	まずはママが幸せ赤ちゃんだってりつに食べること、それが赤ちゃんの幸せに	食べる時のママの悩み：悩みの種も花開きます	「大人にならって」となるようになりますか？	食事だって「スタイルがいい！」のがかっこいい！	大人の余裕。食べる行動が作ります	“食べる”は、単に食べるだけなのか？	
準備要 食知識 因	赤ちゃんにはできないからママに知っておいてほしいこと：妊娠編 赤ちゃんにはできないからママに知っておいてほしいこと：授乳編	知恵袋：管理栄養士・栄養士による新版	お子さんは“バランス”がわかるかな？	お子さんに教えてあげてほしいことも世界をまたにかけた国際人！	大人も育つ情報をクールに整理する	なぜ必要なのかを知りて、ますます育てる食のうんちく	
準備要 食態度 因	気持ちのもちかたの胸をはって、いきいきしたママに拍手！	ごはんまだ？おち過しいその時間が食べる意欲を育てます	食べればいいことがありますよ！	「やればできる」か？「やってもできないか？」	自分の食生活。あなたの自信が周囲にもパワーを伝えます		
準備要 食スキル 因	できることちょっとしたお助けスキルでママの笑顔をとりもどそう	ママはテニシヤン！そのワザが食べる意欲をひきだす決めて	子どもだってカッコイイ方がいいよ！	知ってるし、興味もある。あとは使える「ワザ」だよね		お一人様の楽しみもスキル次第。じつも負けずに食のレッスン	
強化要 家族のサポート 因	ママの味方。見渡せばこんなにたくさんいるんです		ご存知ですか？当世学校給食事情		日ごろの恩返し、していますか？環境づくりは私達の責務です！	一人より二人、二人よりみんな。貴方がささえる20年後の地域	
実現要 友人のサポート 因							
実現要 食環境：環境因子							
実現要 環境：社会環境 因							

表3. 情報構築のステップ

段階	項目	内容	解説
1	全体の概要版	ライフステージ別、枠組み別にとりあげるべき事項の列記	事項についての概説 動機づけや気づきのための問い合わせが主
2	ステップ1でとりあげる事項について概説/説明	なぜその事項がとりあげられる必要があるのか、その科学的な裏付けも含めた理由説明	科学的な裏付けにもとづく、「納得」するための説明が主 健康・栄養状態、栄養素、食品・料理レベルでの解説
3	ステップ1でとりあげる事項について概説/説明	どうやったら情報を活用できるのか、具体例も含めた実生活に応用できるノウハウを説明	科学的な裏付けのある情報を「日常生活で活用」するための説明が主 健康・栄養状態、食品・料理、行動レベルでの解説
4	ステップ2、3でとりあげた専門用語の解説	専門用語の解説	

表4. HPを活用した成人期のメッセージ例

			ステップ1			ステップ2	ステップ3	キーワード解説
			メッセージ	項目	ITツール(HP)を通じた一般消費者への呼びかけの言葉			
QOL	食関連QOL	楽しく	「なりたい大人」へのスタート。いつでもOK	生活の質(QOL) 健康観	なかなか高い? QOL(生活の質) こちらも高い。悩みや不安 今後も高い健康への関心	社会の動向(世論調査、社会調査)など		QOL 主観的健康観
健康	健康状態・栄養状態	元気に	人任せにはしない、自分の健康。その背中をみている誰かがいます	臨床検査 身体計測 臨床検査 食事調査	“みため”は大事。“感じる”も重要なメッセージ: 臨床検査 “数字”が動かぬ証拠: 身体計測 “数字”は語っています: 臨床検査 食事も日記でよく分かる: 食事調査	検診事項としての臨床検査、身体計測、臨床検査、食事調査	臨床検査、身体計測、臨床検査、食事調査のセルフチェック	臨床検査、身体計測、臨床検査、食事調査の各専門用語の解説
行動/ライフスタイル	食物摂取	おいしく	自分にあった食事の道しるべ: 食事バランスガイドの活用	主食 副菜 主菜の揃った食事 乳製品と果物	しっかりと食べる“主食”が働き続けるスタミナをさせます たっぷり食べる“副菜”がツヤツヤお肌を守ります 適量食べる“主菜”がビンと伸びた背中を作ります 継続は力なり“乳製品”と“果物”	食事バランスガイドを活用した食事の摂り方	食事バランスガイドを活用した食事の摂り方	主食 副菜 主菜 乳製品 果物 食品 主な栄養素や食品の機能
行動/ライフスタイル	食行動	食べると いうこと	大人の余裕。食べる行動が作ります	朝食の喫食 間食の摂取 外食の利用	大人も朝ご飯食べよう 外食も上手に食べよう エクササイズ始めよう		食行動変容につながる具体的な行動レベルでの解説	
準備要因	食知識	知っておきたいこと	大人も育つ情報をクールに整理する	健康、行動レベルのみならず 食文化、食の安全、食育、環境など多岐にわたる知識	1日の食事の中で朝食の意義を考える メタボの言葉に踊らされない 食事バランスガイドを使いこなす 食の文化を語る 食品の安全を適切に理解する 教育ファームって、何よ?			メタボリックシンドローム 食事バランスガイド 教育ファーム 食品安全委員会 食料自給率など
準備要因	食態度	気持ちの もちかた	自分の食生活。あなたの自信が周囲にもパワーを伝えます	行動科学の理論にもとづく行動変容につながる態度	人の行動を科学する 人の行動は段階を経て変わっていく 行動変容も気持ちとやる気 人のふりみて考える		行動科学と日常生活との関連性を解説	健康行動理論 行動変容段階モデル 結果期待 自己効力感

まとめ

情報化社会の到来によって、誰もがどこでも、より専門的な知識を収集することが可能となった。つまり、情報化社会であるからこそ、「知っている」ことの価値がきわめて低くなつた、言い換れば知識を「使う」能力が求められる社会になつたということである。そのような時代では、地域に根ざした栄養改善活動の拠点として栄養ケア・ステーションによる栄養サービスシステムを構築するにあたつて、多様、かつ膨大な情報を、専門家であるという付加価値をつけていかに提供できるかが問われていると言える。

本報告は、(社)日本栄養士会のHPにある一般消費者を対象とした「あなたの食育みんなの食育」サイトの作成をとりあげ、武見らの「栄養・食生活の枠組み」に基づく情報整理の基本的な考え方を述べたものである。今後、栄養ケア・ステーションを核とした栄養サービスにおける、より適切な情報整理の基本的な考え方と活用推進のさらなる研究が期待される。